

令和2年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定
（令和2年4月7日（火）午前10時～ 場所：久留米市役所13階1303会議室）

1 前回会議の概要報告

2 諮問案件の審議

人事給与出退勤システムのクラウド化に伴い、委託事業者へオンライン結合等により職員の個人情報を提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【総務部人事厚生課】

3 その他

令和元年度第4回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：令和2年1月23日（木） 午後1時00分～

場 所：市役所3階 308会議室

出席者：武藤会長、西村委員、穴見委員、松尾委員、西田委員、小路口委員、相澤委員、吉岡委員 以上8名（欠席：日野委員）

議事の概要

1 前回会議の概要報告

* 意見や異論等はなく、この件に関しては承認される。

2 諮問案件の審議

【諮問案件1】

風しん抗体検査及び予防接種の無料クーポン券発行業務を民間事委託業者に委託するに当たり、市が管理する保健情報システムの対象者データを、オンライン結合等により受託者へ提供することにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部保健所保健予防課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：保健予防課（伊藤主幹、月足主査）

—資料をもとに保健予防課から説明—

（A委員）クーポン券等の送付を2回に分けているのは医療機関の事情か。

（実施機関）国によれば3回に分けるようにとのことだが、基本的にはワクチンが不足しないようにという趣旨で2回に分けている。

（会長）昨年4月に同様の案件を承認している。特に異論はないかと思う。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件2】

市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の公租公課に係る納付催告業務を私人に委託するに当たり、委託事委託業者へ電子媒体により催告対象者の個人情報を提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部健康保険課】

【市民文化部税収納推進課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：健康保険課（千代島主幹、高山課長補佐）、税収納推進課（城戸課長、内野課長補佐）

—資料をもとに健康保険課から説明—

（B委員）委託業者に提供するのは未納の方の情報のみで、それが1万件ということか。

（実施機関）そうである。

（B委員）催告効果の高い対象者の自動選定とはどのように行うのか。

（実施機関）予約機能などを設け、約束の時間になると委託業者の画面に表示するなど、電話が繋がりやすいようシステムを活用することを考えている。これまでは経過記録などを基に電話をするものの、なかなか電話が繋がらず接触できないケースが多かった。

（B委員）委託業者に渡す基本データに加えて、いつ電話をかければ繋がるかといったその方の記録が追加で残るのか。

（実施機関）そうである。

（B委員）一度委託業者に渡した人の分の自動選定に関するデータは委託業者がそのまま保持するのか、それとも催告業務終了後に市に返却されるのか。

（実施機関）電話に出た時間や曜日といった記録は委託業者のもとに残る。

（C委員）何時に電話をするかという取り決めはしているのか。

（実施機関）午前9時から午後8時までを催告の時間と定めている。

（C委員）記録というのはいつ在宅かといった次の電話につながるようなものということか。

（実施機関）そうである。電話番号を複数登録してある方もいるが、いつ在宅で、いつ不在か、または仕事の事情などもあるため、どの時間であれば電話に出られるかといったデータが蓄積され、各人が電話に出られる時間に応じて画面に表示されるということである。

（A委員）催告の方法は電話が中心なのか。文書はないのか。

（実施機関）文書でも行っている。文書、電話、訪問での催告を行っている。

（C委員）催告の順番も文書、電話、訪問ということか。

（実施機関）基本的には最初のアプローチは電話である。納期を忘れていたということもあるので、その方たちには電話での案内が有効となっている。

（A委員）時間や催告の方法でトラブルはないか。

（実施機関）ない。また、市のホームページにも委託業者の電話番号を載せている。

（C委員）電話では委託業者と名乗るのか。市の担当部署から掛かっていると思う人もいないのか。

（実施機関）久留米市の保険料納付案内センターと名乗ることになる。

（C委員）ホームページを見られない方もいるので、それが100%通用するとは言い切れない。あくまでも市から電話が掛かってきたと認識される方がほとんどだと思う。

（実施機関）本当に市からのお願いなのかというお尋ねの電話はある。その際は、市から委託した委託業者の方からお願いしています、と説明している。ほとんどの方は納得されるので、それで大きなトラブルになったことはない。

(C委員) 経験上、代理店が大手の会社名を名乗って営業の電話を掛けてくることがある。その線引き、相手の捉え方がどうかというのが引かかる。営業の電話だと思って、留守番電話に設定したり、番号のみを確認したりして電話に出ない方も多いのではないかと。

(実施機関) 電話には0942の市外局番を使う。ただし繋がらないケースもあり、現状16%は電話で繋がるが、逆に言うと8割以上は繋がっていない。このシステムを導入した自治体は3割ほどの接触率を達成しており、本市としても先進事例に倣いさらに催告業務の強化をしたいと考えている。

(B委員) 個人情報の観点で気になるのは委託業者に電話に何時頃出るという情報が残ることである。契約終了の際にはその情報を消すことを契約では定めていただきたい。

(A委員) 地方自治体は広範な行政行為を担当している。その中には市民からするとサービスと受け取れるものと統治行為、権力行為にあたるものとあるので、その行使の仕方には気を付けなくてはならない。収税業務も権力行為の一部と考えられるが、それを民間に委託すること自体に違和感がある。したがって、委託業者の選定はよく気を付けるとともに、電話での接触等は完全な統治行為に当たるので市民の権利や気持ちを考慮したものになるよう市の方で指導していただきたい。ただ、この話は当審議会の範囲外のことでもある。

(C委員) 言葉こそ違えど催告は取り立てというイメージがあるので、違和感はある。他の自治体が行っているからといって久留米市も、というのも分からなくはないが、市民の気持ちの面から気になる。委託業者の方とどの程度取り決めをするか分からないが、不安はある。

(実施機関) 取り立てという言葉が出ていたが、今回の業務はどちらかというと「納付を忘れていただきますよ」というご案内になる。最終的には市職員が納付相談に応じながら、必要に応じて差し押さえなどの手続きに至るということになる。

(D委員) 気になっているのは滞納というセンシティブな個人情報を委託業者に委ね、催告を委託するということである。委託の内容を契約の中にしっかり定めていただきたい。例えば暴力団排除の条項などが今回の資料には入っていない。

(事務局) 今回資料としているのは個人情報に関する部分のみである。暴力団排除については市の取り組みとして別途契約に織り込むことと誓約書を出してもらうこととあり、全庁的に行っている。

(実施機関) 資料として添付はしていないが暴力団排除に関して契約書に明記している。また、滞納業務ということで慎重にならざるを得ない個人情報なので、委託業者と意見交換をしっかり行い、こちらからの指導を徹底するなどご意見を踏まえた対応をさせていただきたい。

(会長) 当審議会は個人情報に関しての諮問機関であるため、この点に他にご意見がなければ承認としたい。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては要望を意見として付した上で承認される。

【諮問案件 3】

ペイジー口座振替受付サービス導入に伴い、納付者・納税者が指定する預金口座に関する情報について、当該口座の金融機関とシステム上でのオンライン結合等を行うことにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部介護保険課】

【市民文化部税収納推進課】

【都市建設部住宅政策課】

【子ども未来部子ども保育課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：健康保険課（千代島主幹、相園主査）、介護保険課（国武）、税収納推進課（水落主査）、住宅政策課（岡主査、家中）、子ども保育課（西村主査）

—資料をもとに健康保険課から説明—

（会長）以前にも同様の案件について承認をしている。特に異論がなければ承認としたい。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 4】

久留米市が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る地域の健康課題の分析等事業について

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る地域の健康課題の分析に必要な国民健康保険被保険者の診療報酬明細書、特定健診結果、介護保険被保険者の介護保険給付費明細書、保健医療介護事業参加者リスト等を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項）及び目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部長寿支援課】

【健康福祉部介護保険課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

2 後期高齢者医療被保険者の診療報酬明細書、後期高齢健診結果等の情報を本人以外のものから収集することの公益上の必要の有無（条例第8条第2項）及び当該情報収集に係る本人通知の省略の可否（条例第8条第3項）について

【健康福祉部総務】

【健康福祉部健康保険課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：健康福祉部総務（田中部補佐、小林主査）、健康保険課（藤木課長）、長寿支援課（野口

課長)、介護保険課(柴尾課長)、健康推進課(吉塚課長)、地域保健課(本松課長)

—資料をもとに健康福祉部総務から説明—

(D委員) 個人情報を匿名化すれば分からなくなるからいいと思うが、どうやるのか、市役所であるのか。

(実施機関) 各課の情報を健康福祉部総務のパソコンに集め、研究機関が準備するソフトウェアを利用して、紐づけした上で暗号化する。それによって個人情報が分からなくなる。

(D委員) 各課から出された情報が同一人物のものどうか分からなくなるのではないか。

(B委員) 一旦集めて紐づけした後に匿名化するという方法であるので、その点に関しては問題ないだろう。ただ、その手順の中で研究機関のソフトウェアを使うということは、研究機関は個人情報を復元することができると思われる。それはそのままのデータを渡すのとほぼ同じである。研究機関には倫理規定があるはずなので、研究の際は外に漏れても問題ないように匿名化されたものを利用すると思うが、個人情報の復元をしないようにという取り決めはするのか。

(実施機関) こちらで匿名化した上で持ち帰ってもらうことになる。また、復元しないことも協定で結ぶつもりである。

(B委員) 研究機関が提供するソフトウェアを使うこと自体、復元が可能になるので気にはなるが、協定書で定めてもらえば大丈夫だろう。

(A委員) 他の自治体でもこういうことをするのか。

(実施機関) 福岡県全域というわけではないが、他にも手を挙げている自治体はある。

(D委員) 広域連合の情報はどのような手続きで入手するのか。

(実施機関) 今回の事業については広域連合も知っており、市から情報提供の依頼文を提出すれば対応していただけることになっている。

(会長) 非常にセンシティブで大量の情報ではある。ただ、個人が特定できない形さえ担保できていればよろしいかと考える。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては要望を意見として付した上で承認される。

3 その他

* 質問や意見等なし。

以上

1 人 第 1 0 4 2 号
令 和 2 年 3 月 2 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(総務部人事厚生課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

人事給与出退勤システムのクラウド化に伴い、委託事業者へオンライン結合等により職員の個人情報を提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号) について



【諮問案件】

人事給与出退勤システムのクラウド化に伴い、委託事業者へオンライン結合等により職員の個人情報を提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【総務部人事厚生課】

○業務の概要

人事給与出退勤システム（以下「システム」という。）は、本市職員の人事に関する情報の管理、給与及び法定控除等の計算並びに出退勤、休暇及び時間外勤務等の管理を行うツールであり、それぞれに管理するデータを相互に活用することにより、人事管理業務及び労務管理業務の効率的な事務の実現に寄与している。

しかし、現行のシステムがサーバー機器を庁舎内に設置して運用するオンプレミス型であることにより、サーバーの入替（OSのアップグレード）作業が5年に1度程度必要となり、これに膨大な費用を要している。

また、システムに不具合が生じた場合で緊急を要する際は、委託事業者の確認をしながら職員が対応せざるを得ず、システム対応に時間を要している現状がある。併せて、機器保守も対応時間が平日9時から20時までと限られており、緊急時の対応に遅れが生じる可能性がある。

そこで、委託業者のデータセンターにシステムのサーバーを置く、クラウド化を実現することを検討している。これによりサーバーの入替（OSのアップグレード）作業は、データセンターの機器により自動化される。また、データセンターにおいて機器保守のサポートを24時間365日受けることができるようになるため、委託業者による緊急時の即時の対応が可能となる。さらに、遠隔地バックアップ等により災害等の非常事態発生時においてもシステムの継続した利用が可能となる。

今回はクラウド化するに当たって、初期登録情報として職員の個人情報を電子媒体で提供するものである。加えて、クラウド化後は通信回線を用いて、継続してデータセンターとの間で職員の個人情報をやり取りすることとなっている。

○提供する個人情報の内容

職員の住所、氏名、生年月日、性別、世帯員情報、人事管理に係る情報、給与に係る情報

○公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

5年に1度程度行っていたサーバーの入替（OSのアップグレード）作業に要する費用（14,355,000円）は、今後一切不要となる。さらに、維持管理費用等の恒常的経費（年間479,000円）も削減できる。

また、システムの不具合対応を職員が行う必要がなくなることで、限られた人的資源を有効活用することができる。

以上の点により、オンライン結合等により委託事業者へ職員の個人情報を提供することには公益上の必要性があると考えられる。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

クラウド化に当たっての情報の受け渡しにおいては、個人情報を記録した電子媒体（DVD又はUSBメモリ）にパスワード設定を行い、受け渡しの際は身分証明書等を確認の上、委託事業者自身が運搬を行い、個人情報の持ち出しによる情報流出リスクを低減する。

クラウド化後は、通信回線により市役所と委託事業者のデータセンターとの間で個人情報をやりとりすることとなるが、その安全性については、ネットワーク機器の設定（別紙1参照）により厳重に確保することとしている。また、委託事業者のデータセンター内においても、24時間365日の常時監視や専用ツールで可視化するなど、セキュリティレベルを上げることで、安全性を十分に確保している（別紙1参照）。

なお、委託事業者については、日本工業規格のプライバシーマーク認証（注1）や情報セキュリティマネジメントシステム（注2）を受けており、個人情報の取扱いを適切に行っている事業者である。さらに、下表のとおり既に5市7町をはじめとした22団体で同様のシステムのクラウド化を実施しており、信頼性が高い事業者であると言える。

また、契約上においても個人情報保護に関する規定を設けるなど（別紙2参照）、委託事業者の業者適格性や委託業務の適正履行の担保をとる。

以上のことから、個人の権利利益を侵害する恐れはないものとする。

番号	実施団体名	番号	実施団体名
1	大野城市	12	鞍手町
2	筑紫野市	13	久留米広域消防本部
3	筑後市	14	佐賀東部水道企業団
4	糸島市	15	佐賀市上下水道局
5	宗像市	16	福岡県南広域水道企業団
6	芦屋町	17	粕屋北部消防本部
7	篠栗町	18	佐賀広域消防局
8	新宮町	19	筑紫野太宰府消防本部
9	宇美町	20	宗像地区事務組合
10	志免町	21	春日大野城那珂川消防本部
11	須恵町	22	佐賀西部水道企業団

（注1）プライバシーマーク

プライバシーマークとは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的に高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

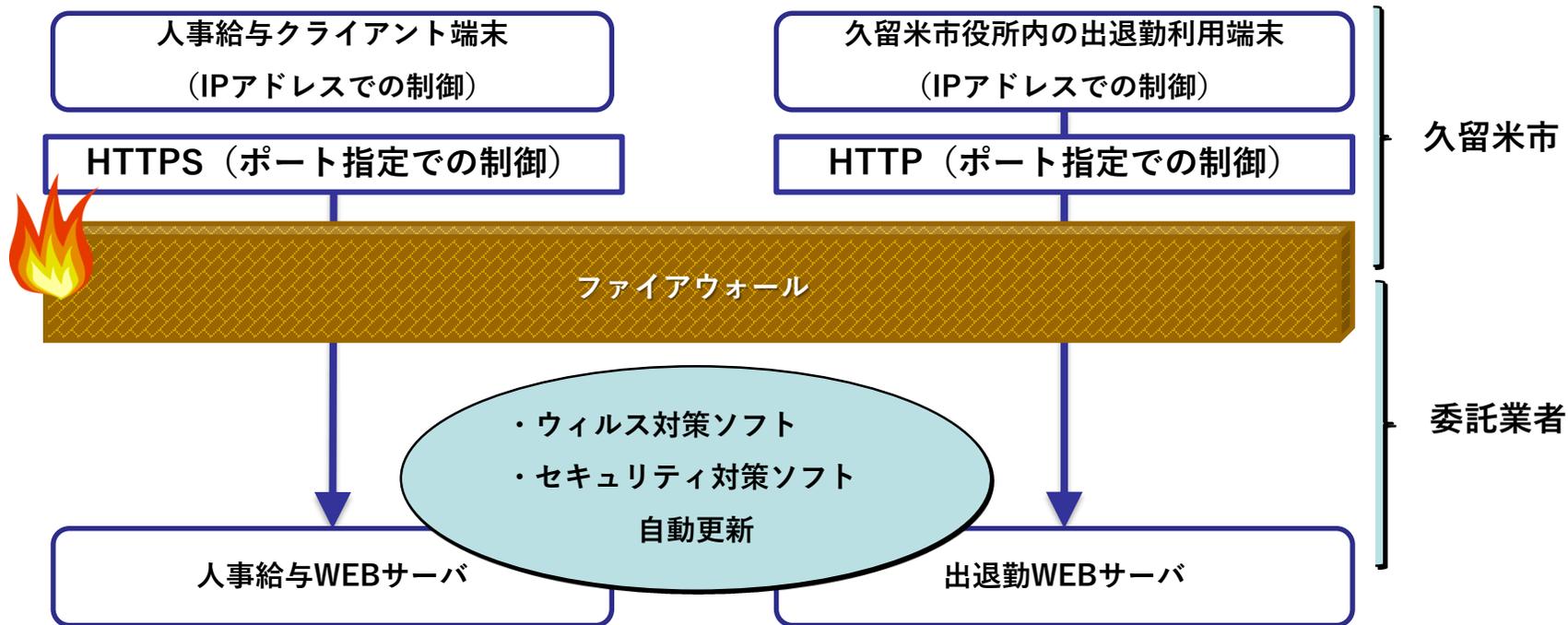
（注2）情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）

P マークは、個人情報の取扱いに特化したマネジメントシステムであり、日本国内でのみ使われているが、ISO/IEC 27001 は、個人情報に限らず組織が保有するすべての情報をカバーするマネジメントシステムであり、全世界共通で使われている。

○実施時期（個人情報利用期間）

令和2年6月中旬から

①市役所⇄データセンター間の安全性についてはネットワーク機器の設定により確保しております。



- ◆ 人事給与WEBサーバへのアクセスは、人事給与クライアント端末（IPアドレスでの制御）からのHTTPS（ポート指定での制御）アクセスのみ許可します。
- ◆ 出退勤WEBサーバへのアクセスは、久留米市役所内の出退勤利用端末（IPアドレスでの制御）からのHTTP（ポート指定での制御）アクセスのみ許可します。
- ◆ 市役所⇄データセンター間のアクセスはVPN（大手通信事業者が持つ閉域IP網を利用したセキュリティ面ですぐれたVPNサービス）回線を使用します。

安全性について

②データセンター内の安全性については下記の監視により確保しております。

リソース監視	・CPU使用率/メモリ使用率/ディスク使用率を監視。	専用ツールで可視化実現
ネットワーク監視	・Ping監視/ポート応答/帯域使用率/パケット破棄率の監視。	
ポート監視	・監視対象ポートの死活監視。	
URL監視	・指定URLの応答ステータスコードを監視。	
セキュリティ監視	・24時間365日専任の運用担当者が常駐 お客様のシステムを常時監視	ウイルス対策ソフト、セキュリティ対策ソフト自動更新
	・サーバウイルス対策 ・サーバ仮想パッチ ・侵入検知 ・標的型攻撃対策 ・不正アクセス対策 ・データ暗号化 ・セキュリティ診断 ・防災訓練 ・定期点検 ・セキュリティレスキュー ・遠隔バックアップ	

本事項は、契約書の一部である。

甲：久留米市

乙：委託事業者

別紙 2

個人情報に係る契約事項

(個人情報に係る基本的事項)

第1条 乙は、久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）第25条の規定に基づき、委託業務に関する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(乙の義務)

第2条 乙は、委託業務を処理するために知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約期間終了後も同様とする。

(目的外使用及び第三者への提供禁止)

第3条 乙は、委託業務に係るデータ（情報）及び関係資料（以下「データ等」という。）を委託業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供をしてはならない。

(授受及び搬送)

第4条 乙は、委託業務を処理するためデータ等の授受及び搬送を行うときは、個人情報の紛失、滅失及び破損等の事故が発生しないようにしなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、委託業務を処理するために、甲から提供されたデータ等を複写し、又は複製をしてはならない。

(保管及び返還等)

第6条 乙は、データ等の保管を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 乙は、契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成したデータ等を、契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法によりデータ等を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

(廃棄)

第7条 乙は、甲が指定したデータ等を廃棄（消去を含む。）したときは、甲に報告しなければならない。

(報告等)

第8条 甲は、乙が委託業務に関して取り扱うデータ等の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

2 乙は、委託業務を処理するためのデータ等の取扱いについて、事故が発生したときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(従事者の監督)

第9条 乙は、委託業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10条 甲は、乙の委託業務に係る個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、この特記事項に定める義務等を履行しないため、又は乙の責めに帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(監査及び検査)

第12条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(事故時等の公表)

第13条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティに関する事件及び事故等が発生した場合は、必要に応じ、当該事故等を公表することができる。